○国土交通省告示第五百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　中国横断自動車道岡山米子線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山県加賀郡吉備中央町宮地字天畑尻二七五〇番三から同県加賀郡吉備中央町宮地字西畑二七四三番五まで	前	最小 三三	三八
	後	最大 二二 最小 二二	

○国土交通省告示第五百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十七日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
北広島市大曲並木二丁目二二四番から同市大曲並木二丁目二二五番まで	前	最小 五六三 最小 一七五	一六六
	後	最大 五五六 最小 一七五	

○国土交通省告示第五百六十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名　近畿自動車道松原那智勝浦線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
海南市鳥居字御霊三五九番三から同市下津町市坪字嶽一一四六番八〇まで	前	最大 二五〇 最小 二二	五、六四七
	後	最大 二五〇 最小 二二	
和歌山県有田郡有田川町大字大賀畑字東山三二三番八〇から同県有田郡有田川町大字天満字中片山町九四九番まで	前	最大 九六 最小 二一	四、五六六
	後	最大 九二 最小 二一	

○国土交通省告示第五百六十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ハウスプラス住宅保証株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
相場　秀次、秋澤　賢一郎、秋山　政一、五十嵐　公一、池田　勝秀、伊藤　頼那、 糸瀬　良弘、宇梶　正明、内田　満一、岡田　英基、国吉　秀城、小針　康克、 小峯　茂、坂本　精一郎、佐藤　英誠、高桑　紘一、高橋　洋一郎、 田中　幸吉、玉野　元、長友　立、野尻　稔、林　均、高橋　昌憲、 藤井　利也、程岡　三也、溝口　豊茂、宮崎　益和、廣田　真司、 山崎　治之、藤嶋　紀一、山本　邦彦、若杉　金司、和田　綾昇、村上	相本　栄治、岡　理江、川上　孝清、木村　浩二、迫田　勝憲、 関　麻見、竹原　和司、桂木　浩一、谷口　雅昭、西岡　恒幸、増田　修二、 村山　裕之、山本　睦仁、只野　吉田　克己

(2)　変更年月日

平成二十一年十二月二十四日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	変更後
坂本　智	大石　誠

(2)　変更年月日

平成二十一年十二月二十五日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
浦川真由美、河野　俊彦、関原　勝、田中　義秋、西村　誠次、和田　光雄	池田　佳史、加藤　雅之、椎谷　香織、塩崎　勝之、鈴木　欣英、園山　久子、 武田　行市、辻野　博文、長田　三弦、平松　信雄、松永　務、八幡　眞理

(2)　変更年月日

平成二十二年二月十二日

○国土交通省告示第五百六十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年五月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社日本住宅保証検査機構